

## 島根県屋外広告物条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県屋外広告物条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和49年3月26日 島根県条例第21号〕</p> <p>目次 〔略〕</p> <p>第1条～第11条の2 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第1章 〔略〕</p> <p>第2章 広告物等の制限（第2条—第12条）</p> <p>第3章～第6章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（禁止地域等）</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(1)～(16) 〔略〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（許可地域等）</p> <p>第4条 第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第4条の2～第4条の4 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（適用除外）</p> <p>第5条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(1)～(4) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。</p> <p>4 〔略〕</p>

(点検義務)

第11条の3 第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。

2 前項の規定による点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

第12条～第30条 [略]

附 則 [略]

第6条 [略]

(許可の条件等)

第7条 知事は、第4条又は第5条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内で規則で定める。

3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

第8条～第11条の2 [略]

[新設]

第12条～第30条 [略]

附 則 [略]